

第三者評価結果シート（児童心理治療施設）

種別	児童心理治療施設
----	----------

①第三者評価機関名

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

SK15190
1301C018

③施設名等

名 称 :	ひびき
施設長氏名 :	高山 嘉史
定 員 :	50名
所在地(都道府県) :	大阪府
所在地(市町村以下) :	三島郡島本町山崎5-3-18
T E L :	050-5530-2492
U R L :	https://www.osakasuijyorinpokan/
【施設の概要】	
開設年月日	2006/4/1
経営法人・設置主体(法人名等) :	大阪水上隣保館
職員数 常勤職員 :	31名
職員数 非常勤職員 :	9名
専門職員の名称(ア)	社会福祉士
上記専門職員の人数 :	4名
専門職員の名称(イ)	保育士
上記専門職員の人数 :	6名
専門職員の名称(ウ)	社会福祉主事
上記専門職員の人数 :	15名
専門職員の名称(エ)	臨床心理士
上記専門職員の人数 :	5名
専門職員の名称(オ)	中学校教諭
上記専門職員の人数 :	1名
専門職員の名称(カ)	看護師
上記専門職員の人数 :	1名
施設設備の概要(ア)居室数 :	32室
施設設備の概要(イ)設備等 :	
施設設備の概要(ウ) :	
施設設備の概要(エ) :	

④理念・基本方針

ひとりひとりの子どもの存在を尊重し、それぞれが目標に向けて成長発達するべく援助をし、子どもの心理治療を行う専門施設。人間関係構築力の回復を目指して生活指導を中心に心理・医療・学校教育が一体となって総合的で専門的な支援体制の確立を目指す。

⑤施設の特徴的な取組

1. ホーム制の採用

50名の定員を5つの生活体(本体×4、小規模グループケア)に分類。本体部門は10~12名の集団での生活を実施。特に食事や入浴、洗濯等も居住する生活空間でおこなわれるといった、より家庭的な環境での養育を実施。家庭復帰の際にも自立の際にも必要な、具体的な生活内容を垣間見、そのスキルを身につける機会は圧倒的に多い。職員との関係づけを、具体的な(生活)活動を通しておこなえることもメリットとして大きい。

一方、職員がチームで子どもたちを処遇する体制は二つのホームを宿直室をはさんでつなげて、ホーム間で子どもの行き来はできないが、職員は張り付いたホームを超えてもう一方のホームに応援に行ける動きができることによって可能としている。

また生活集団の少人数化は、家庭的とまではいかずとも、一定期間共に過ごす中で相手や自分を知り、相手や周囲を慮っていくことについてトレーニングするには適当な人数。職員配置上は合理性を欠くため、1日を通しての職員配置数は手厚い(16:30~21:00に計10名)。なお、処遇困難な子どもが増加する中、更なる生活集団の少人数化や、居室の個室化が望まれる。

2. 児童養護施設、乳児院との合築

総合児童棟には、児童養護施設(遙学園)と乳児院を併設。特に児童養護施設との併存はメリットが大きい。

①児童心理治療施設単独の児童集団では実施が難しいグループワーク(クラブ活動)や行事に取り組める。クラブではエイサー。行事は運動会、クリスマス会、夏祭り等。子どもにとっては健康な子ども集団と交われること、一方職員側は職員間の連携が取りやすい故子どもを支援しやすいこと等のメリットがある。

②相互に措置変更を実施する際、どちらに移るにせよ環境変化が最小限で済むため、子どもにかかる負担感は圧倒的に軽い。住まう建物は変わらず、学校を含む生活地域も変化しない。また、間接処遇も含め見守る職員集団にも顔なじみが多い。人事異動した職員と再び関わりが始まることさえある。またこういったことは、保護者にとっても負担が軽く受け入れられやすい。そして、職員間の情報引き継ぎを(もちろん個人情報保護規程には気を付けなければならないが)質量ともに豊富におこなえることが、子どもを支援する上では大きな強みである開設以来11年間で〔遙からの措置変更8名、遙への措置変更9名〕の実績。

③児童養護施設と乳児院が併設され、職員の異動を行ったり、研修を共同して開催したりしている。児童心理治療施設の治療的ななかかわりのみならず、生活施設のダイナミックなグループワークや乳児院の人生早期のかかわり、医療的な配慮、などを見知ったり体験したりできることで職員の処遇観を広げることができ、人材育成に寄与している。

3. 教育機関との柔軟な連携

児童心理治療施設では本校登校を体験しにくいことがウィークポイントとしてあるが、当施設は本校(当施設の地域校)との関係性が強く、相当積極的に施設内分教室から本校へ子どもを移行している。籍を分教室に置きながら登校できる『支援登校』制度も設けており、学期途中から本校を開始するなど柔軟に本校を体験することが可能となっている。子どもたちの多くは入所直前に地元校で少なからず不適応を起こしており、インケア中に一般校に適応できるかどうかは、家庭復帰や児童養護施設への措置変更を目指すにあたっての重要な指標の一つである。故、この体制は当施設の大きな強みである。また何よりも、子どもの成長という面からも高い効果がある。子どもによっては、脆弱性をはらみながらも本校の集団に身を置き、クラス活動やクラブ活動に参加し、成長を遂げることが往々にしてある。時に学校側から、本校から分教室への移行を提案される子どももいたが、不適応行動も抱えてもらいながら本校に登校できることは大きな強みである。

この施設と学校の強力な関係性については、遙学園がこの地域に長く根づいてきた歴史に起因する部分は大きい。更に、近年は毎年およそ小学生50名余、中学生30名余といった大量の子どもたちを本校に通わせる中、学校の処遇力が鍛えられてきた面は大きい。その中で、それぞれに学校担当職員、施設担当教員を配置し交流し、かつ現場レベルでも情報共有に尽力してきていることが当然背景にある。また2006年度児童心理治療施設開設後は、当施設と施設内分教室との情報共有を通じた交流は質量とも豊富で、互いの理解が促進されている。分教室経験教員が本校に戻ることで、本校における施設理解への波及効果が確実に窺える。ちなみに小中分教室とも毎年、4名のうち2名ほどの職員が本校と入れ替わる。

分教室は本体施設との綿密な情報交換の機会を設けて運営しており、子どもに起こった問題を共有しながら連携して対応している。そのような協同体制を基礎に教室は、子どもたちが前向きに取り組める場所になっており開設以来11年不登校は一切ない。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間(ア)契約日(開始日)	2017/6/19
評価実施期間(イ)評価結果確定日	2018/2/27
受審回数	1回
前回の受審時期	平成26年度

⑦総評

◇施設の概要

ひびき（以下「当施設」という。）は、平成18年4月に情緒障害児短期治療施設「ひびき（定員50名）」として現在の所在地（大阪府三島郡島本町）に、児童養護施設「遥学園」および「大阪水上隣保館乳児院」との合築で開設、平成29年4月に法改正に伴って種別が児童心理治療施設に改称されました。大阪府と京都府の境の山の斜面を活用した立地で、緑豊かな自然環境に恵まれています。当施設を運営する社会福祉法人大阪水上隣保館（昭和27年認可）は、創設者が昭和6年に大阪市港区で水上生活者の子弟への救済事業を開始して以来、80余年の永きに渡り福祉事業を実施、現在は上記3施設以外に、保育所、特別養護老人ホーム、保育福祉専門学校等、多岐にわたる社会福祉施設や社会福祉事業等を運営しています。当施設は、法人の理念であるキリスト教の「隣人愛」の精神に基づく「援助を求める人いるならば、ためらわず手を差し伸べる」を基に、生活する一人ひとりの子どもの存在を尊重し、可能性を信じ、それぞれが目標に向かって成長発達できるよう支援を行っています。施設敷地内の別棟には、地域の小・中学校の分教室である「みゅーず」が設置され、必要に応じて本校との交流が行われています。施設全体が治療の場であり、施設で行っている全ての活動が治療であるという「総合環境療法」の考え方に基づいて、生活支援・心理支援・医療支援・教育支援が一体となった総合的かつ専門的治療・支援が実施されています。

◇特に評価の高い点

治療・支援に係るマニュアルを含む「援助の手引き」の策定

毎年度初めに全職員に配布される「援助の手引き」には、施設の運営方針、組織体制、子どもの治療・支援に係る諸マニュアルや申し合わせ事項等が含まれており、業務全般を網羅した内容になっています。特に治療・支援マニュアルである「日課指導の業務内容と留意点」は平日、日祝、夏期休暇、冬期休暇に分かれ、児童の動きと対応する職員の動き、留意事項を詳細に記載した内容で、精度の高いマニュアルになっています。年度末には内容を更新して新年度版としています。

施設敷地内分教室通学と本校進学を選択制

児童心理治療施設の特色である総合環境療法の重要な柱の一つが、教育部門との連携ですが、当施設は施設敷地内に設置されている分教室への通学に限定することなく、子どもの発達状況等を考慮して、地域の本校への通学を実施しています。施設が閉鎖的にならず開かれた施設として、また、子どもが様々な社会的体験を得る意味も大きいと思われ、高く評価出来ます。

自主的な通所対応

当施設は、入所部のみで児童心理治療施設で通所部を開設していません。しかしながら、施設の持つ診療所機能を活用して必要な子どもに対して退所後の通所治療を行っている点は、子どものアフターケアや施設が地域において貢献できるものを志向する意味で有効であると思われ、高く評価出来ます。

◇改善が求められる点

施設機能の地域への還元への取り組みの推進

前回の第三者評価でも指摘されていますが、地域の福祉ニーズに基づいた事業・活動は、法人あるいは法人内の他施設の事業・活動への協力というレベルに留まっており、児童心理治療施設としての特性を生かした事業・活動は僅少です。中長期事業計画に事業・活動として取り組む方向性が示されていますので、さらに具体化し実行することが望まれます。

自立支援計画策定等の過程への子ども参加（意向と同意の表明）の仕組みの構築

自立支援計画策定・見直しは、定められた時期や手順に従って適切に行われていますが、提示された手順には子ども等の意向確認と同意の仕組みが確認できません。子どもの権利である「意見表明権」を保障する観点またインフォームドコンセントの観点からも、策定・見直しの過程に子どもの参加（意向確認と同意の表明）を保障する仕組みの構築が求められます。

職員一人ひとりの育成に向けた取り組み

充実した内容の職員の教育・研修の体制は確認しましたが、「職員一人ひとり」という観点が不十分です。職員との定期的な個別面談等を実施し、職員一人ひとりの目標の設定、進捗状況や達成度の確認、新たな目標の設定というPDCAサイクルによる職員育成の仕組みの構築が求められます。

総合防災対策の構築と避難訓練の実施

火災避難訓練は毎月実施されていますが、それに留まらず、将来に発生が予想される大規模災害（地震および土砂災害等）に備えて、近接する施設（乳児院、児童養護施設、特別養護老人ホーム）との合同で、山の斜面地に建っているという施設の立地条件を考慮した総合的な防災計画の策定及び避難訓練、特に夜間想定での避難訓練の実施が求められます。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント（※受審施設が作成します。）

評価機関の評価をいただき、その内容について、早速、職員会、運営委員会で共有いたしました。指摘いただいた分で、管理規定やマニュアルの文言の訂正はすぐに行いました。援助計画への子どもの参加や職員一人ひとりの育成に向けた取り組みについては、事業計画において大枠の研修計画や、自治会の運営方針を示しましたので、今後具体的に進めていこうと思っております。地域支援の取り組みについては、児童心理治療施設としての取り組みを運営委員会で議題にしながら検討していきます。評価をいただきました、「援助の手引き」については、細かい文言の見直しや、新たな計画の策定など、今のニーズに合わせた改変を怠らさず行っていこうと考えております。子どもたちが答えてくれた利用者アンケートについては、職員会でも子ども達の表現しているものと、職員の受け止め方について、意見を出し合いました。このアンケートについては、常に職員も念頭に置きながら、子どもたちとの関係を考えたいと思っております。

⑨第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（児童心理治療施設）

共通評価基準（45項目） I 治療・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
【コメント】	
理念・基本方針は法人・施設が出す事業計画等の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等に記載され、周知が図られています。 今後は、この項目が求める内容を踏まえた更なる取り組みが望まれます。	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
【コメント】	
法人・施設を取り巻く環境と経営状況の把握・分析は的確に行われています。 今後は、地元町との連携を更に強化し、この項目が求める内容を踏まえた更なる取り組みが望まれます。	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
【コメント】	
中・長期事業計画の中にさまざまな施設の経営課題を明記して取り組んでいます。 今後とも、この項目が求める内容を踏まえた更なる取り組みが期待されます。	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
【コメント】	
今後は、事業計画に加えて、組織体制、人材育成計画およびその根拠となる収支計画を含む中・長期計画を策定するなど、この項目が求める内容を踏まえた更なる取り組みが望まれます。	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【コメント】	
今後は、単年度の事業計画に中・長期計画の内容を反映させるとともに、評価を行うための数値目標を設定するなど、この項目が求める内容を踏まえた更なる取り組みが望まれます。	

(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
【コメント】		
<p>今後は、事業計画の策定、実施状況の把握と評価、見直しを組織的に行うなど、この項目が求める内容を踏まえた更なる取り組みが望まれます。</p>		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
【コメント】		
<p>全体に事業計画の周知のための取り組みが不十分です。 今後は、この項目の求める内容を踏まえ、周知のための取り組みの工夫が求められます。</p>		

4 治療・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 治療・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
【コメント】		
<p>各フロアにフロアリーダーを配置し、フロア会、治療・支援検討委員会、ケーススーパービジョン等、治療・支援の質の向上に向けて組織的に取り組んでいます。 今後とも、この項目が求める内容を踏まえた更なる取り組みの工夫が期待されます。</p>		
②	9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
【コメント】		
<p>今後は、第三者評価や自己評価の結果から明らかになった課題を整理、文書化し、改善計画を策定して組織的に改善に取り組むなど、この項目の求める内容を踏まえた取り組みが望まれます。</p>		

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者 評価結果
①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
【コメント】		
<p>今後は、広報誌やホームページ等を活用して、施設長自らの役割と責任を表明するなど、この項目が求める内容を踏まえた更なる取り組みが望まれます。</p>		
②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
【コメント】		
<p>コンプライアンスの取り組みはあらゆる組織に求められるものですが、特に社会的養護施設においては重要な課題です。 今後は、この項目が求める内容を踏まえた更なる取り組みの充実が望まれます。</p>		

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
①	12 治療・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】		
施設長は、子どもたちの治療・支援の質の向上に向けて意欲をもって取り組み、十分なリーダーシップを発揮しています。 今後とも、この項目が求める内容を踏まえて、更なる指導力を発揮することが期待されます。		
②	13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
【コメント】		
施設長は業務の実効性を高める取り組みにリーダーシップを発揮しています。 今後とも、この項目が求める内容を踏まえて、更なる指導力を発揮することが期待されます。		

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者 評価結果
①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
【コメント】		
今後は、治療・支援に関わる専門職の配置等の計画を立て、必要な人材の確保・定着を目指して、この項目が求める内容を踏まえた取り組みが望まれます。		
②	15 総合的な人事管理が行われている。	c
【コメント】		
今後は、職員自らが自分の将来の姿を描けるような総合的な人事管理の仕組みの構築など、この項目の求める内容を踏まえた取り組みが求められます。		
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
【コメント】		
今後は、職員が働きやすい職場環境整備のために、職員の就業状況や意向を十分に把握するなど、この項目の求める内容を踏まえた取り組みが望まれます。		
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c
【コメント】		
全体として、「職員一人ひとり」という観点に立った育成の取り組みと目標管理の仕組みが未整備です。 今後は、この項目の求める内容を踏まえた取り組みが求められます。		

②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
【コメント】		
<p>職員の資質向上を目指した充実した内容の研修計画（施設内での実務レベルの研修、多岐に渡る内容の施設外研修）が策定され、実施されています。 今後は、この項目が求める内容を踏まえた更なる取り組みの充実が望まれます。</p>		
③	19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
【コメント】		
<p>職員一人ひとりの教育・研修の機会は十分確保され、実施されています。新任職員については、一年間、一对一の指導体制で、業務およびメンタルの両面のフォローを行う体制を採っています。 今後は、この項目が求める内容を踏まえた更なる取り組みの充実が期待されます。</p>		
(4) 実習生等の治療・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
①	20 実習生等の治療・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
【コメント】		
<p>施設にとって実習生の受け入れは、治療・支援の補助的役割の担い手の確保、外部の目による施設の透明性の確保、子どもたちへの多くの人とのふれあいの機会の提供等の観点から重要です。 今後とも、この項目が求める内容を踏まえた更なる充実した対応が期待されます。</p>		

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者 評価結果
①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
【コメント】		
<p>社会的養護施設にとって、運営の透明性を確保することは極めて重要な課題です。 今後は、この項目の求める内容を踏まえて、徹底した情報の公開・公表に取り組むことが望まれます。</p>		
②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
【コメント】		
<p>法人本部の会計課が所管するチームが定期的に各事業所の事務、経理等をチェックするという内部牽制体制を採っています。 今後は、公正かつ透明性の高い施設運営を実施するために、この項目の求める内容を踏まえた取り組みの充実が望まれます。</p>		

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者 評価結果
①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
【コメント】		
入所している子どもたちと地域との交流を促進することは、子どもたちの社会体験を増やすという観点からも重要です。 今後とも、この項目の求める内容を踏まえた取り組みの更なる充実が期待されます。		
②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
【コメント】		
施設にとってボランティアの受け入れは、治療・支援の補完的役割の担い手の確保、外部の目による施設の透明性の確保、子どもたちへの多くの人とのふれあいの機会の提供等の観点から重要です。 今後とも、この項目が求める内容を踏まえた更なる充実した対応が期待されます。		
(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
【コメント】		
施設（法人を含む）として、必要な地域の関係機関と適切な連携が実施されています。 今後とも、この項目が求める内容を踏まえて、地域の関係諸機関との連携について更なる充実した対応が期待されます。		
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
①	26 施設が有する機能を地域に還元している。	b
【コメント】		
施設機能の地域への還元について、施設としては入所している子どもたちの特性もあり取り組めていませんが、併設する児童養護施設等の活動への協力という形で取り組んでいます。 今後は、この項目の求める内容を踏まえて、施設が有する機能を地域に還元する取り組みの工夫が望まれます。		
②	27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
【コメント】		
項目26とも関連しますが、地域の福祉ニーズに基づいて公益的的事业や活動を実施しています。 今後は、この項目の求める内容を踏まえた更なる対応が望まれます。		

Ⅲ 適切な治療・支援の実施

1 子ども本位の治療・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者 評価結果
①	28 子どもを尊重した治療・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
【コメント】		
子どもを尊重した治療・支援が実施できるよう、全ケースについて個別なスーパービジョンを取り入れ、治療支援検討委員会を軸に体系化された治療・支援を行っています。 今後とも、この項目の求める内容を踏まえた更なる取り組みの充実が期待されます。		
②	29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した治療・支援の実施が行われている。	b
【コメント】		
今後は、子どものプライバシー保護を含む施設としての「子どもの権利擁護についてのガイドライン」の策定するなど、この項目の求める内容を踏まえた取り組みが望まれます。		
(2) 治療・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
①	30 子どもや保護者等に対して治療・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
【コメント】		
保護者や子どもたちに、施設での治療・支援の開始に当たって必要な情報を解りやすい資料を用いて積極的に提供しています。 今後とも、この項目の求める内容を踏まえた更なる取り組みの充実が期待されます。		
②	31 治療・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
【コメント】		
治療・支援の開始に当たっては「インフォームドコンセント」の観点に立った取り組みが必要です。 今後は、子どもや保護者等への説明とその同意を書面で残すなど、この項目の求める内容を踏まえた取り組みや工夫が望まれます。		
③	32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり治療・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
【コメント】		
措置変更や家庭への移行に当たっては、治療・支援の継続性に配慮した取り組みが不可欠です。 今後は、引き継ぎ文書を作成するなど、この項目の求める内容を踏まえた取り組みが望まれます。		

<p>(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p> <p>① 33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	<p>第三者 評価結果</p> <p>b</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>特に子どもの満足の向上のために行われている訳ではありませんが、子どもとの個別な触れ合いの時間を定期的 に実施し、結果として子どもの満足の向上に繋がっています。 今後は、この項目の求める内容を踏まえた取組が望まれます。</p>	
<p>(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p> <p>① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>法人・施設として苦情解決の仕組みが確立しており、その周知が図られています。主な苦情（相談等を含む）と その対応結果を施設入口等に掲示するとともに、法人のホームページに掲載しています。 今後とも、この項目の求める内容を踏まえて、更なる対応の充実が期待されます。</p>	
<p>② 35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知 している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>子どもが相談したり意見を述べやすい環境づくりに努めています。 今後とも、この項目の求める内容を踏まえて、更なる対応の充実が期待されます。</p>	
<p>③ 36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応してい る。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>子どもからの相談や意見を傾聴し、それに対して組織的かつ迅速な対応に努めています。 今後とも、この項目の求める内容を踏まえて、更なる対応の充実が期待されます。</p>	
<p>(5) 安心・安全な治療・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p> <p>① 37 安心・安全な治療・支援の実施を目的とするリスクマネジメント 体制が構築されている。</p>	<p>第三者 評価結果</p> <p>b</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>子どもの事故防止安全対策チェック表を用いての安全チェックの体制等、子どもの安心・安全な治療・支援のた めのリスクマネジメント体制が整備されています。 今後は、より積極的なヒヤリハット事例の収集・分析、職員研修の充実など、この項目の求める内容を踏まえた 取組が望まれます。</p>	
<p>② 38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を 整備し、取組を行っている。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>常勤の看護師を中心として、感染症の予防や発生時の対応の体制が確立しています。 今後は、有事における子どもの安全確保の体制充実に向けて、対応マニュアルの定期的な見直しを行うなど、こ の項目の求める内容を踏まえた取組が望まれます。</p>	

③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
【コメント】		
<p>火災想定避難訓練だけでなく、将来に発生が予想される大規模災害を想定した総合的な防災体制の確立が望まれます。また、避難訓練に当たっては、特に夜間を想定し、同じ建物の1階に併設されている乳児院も含めた訓練の実施が望まれます。</p> <p>今後は、災害発生時の子どもの安全確保を万全にするために、この項目の求める内容を踏まえた取り組みが望まれます。</p>		

2 治療・支援の質の確保

(1) 治療・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者 評価結果
①	40 治療・支援について標準的な実施方法が文書化され治療・支援が実施されている。	a
【コメント】		
<p>治療・支援にかかる標準的な実施方法（治療・支援マニュアル）を始めとして、生活支援各般についてのマニュアル等、必要なマニュアルは整備されています。</p> <p>今後とも、この項目の求める内容を踏まえた更なる取り組みの充実が期待されます。</p>		
②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
【コメント】		
<p>今後は、治療・支援の標準的な実施方法の見直しに当たっては子どもの意見や提案が反映される仕組みを構築するなど、この項目の求める内容を踏まえた対応が望まれます。</p>		
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
【コメント】		
<p>子どもの自立支援計画の策定に当たっては、当事者である子ども自身の意向を確認すること、同意を得ることが大切です。</p> <p>今後は、インフォームドコンセントの観点及び子どもの意見表明権保障の観点から、子どもの意向を把握し同意を得る仕組みを構築するなど、この項目の求める内容を踏まえた対応が望まれます。</p>		
②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
【コメント】		
<p>今後は、自立支援計画の見直しに当たっても、インフォームドコンセントの観点及び子どもの意見表明権保障の観点から、子どもの意向を把握し同意を得る仕組みを構築するなど、この項目の求める内容を踏まえた対応が望まれます。</p>		

(3) 治療・支援の実施の記録が適切に行われている。		
①	44 子どもに関する治療・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
【コメント】		
パソコンシステムの導入により、子どもの記録等の情報はパソコン端末の利用で職員間での共有が図られています。今後は、職員間で記載の差異が生じないように、記録記入要領を作成するなど、この項目が求める内容を踏まえた更なる取り組みが望まれます。		
②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
【コメント】		
子どもに関する記録は、法人の文書管理規程および個人情報保護規程により適正に管理されています。今後は、入所時の説明資料に施設における個人情報の取扱いを明記するなど、この項目の求める内容を踏まえた取り組みが望まれます。		

□

内容評価基準（42項目） A-1 子ども本位の治療・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮		第三者 評価結果
①	A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の治療・支援において実践している。	a
【コメント】		
個々の児童のアセスメントを生活の担当者、心理士で行い、一人ひとりについて、精神科医によるスーパーバイズを受け、治療支援検討委員会を軸に自立支援計画が機能するように体系化されています。		
②	A2 子どもが自らの課題を可能な限り認識し、施設が行う治療・支援について納得し主体的に選択できるように、事前に分かりやすく説明し支援している。	b
【コメント】		
児童心理治療施設における心理治療は重要な要です。心理治療の必要性・意義・具体的な方法について、児童・保護者に対して十分に説明することが求められます。「入所のしおり」等に記載されることが望まれます。		
③	A3 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
【コメント】		
発達の程度や生い立ち、家族の状況などに応じたきめ細かな対応が、児童相談所と連携して行われ、施設内においても生活担当・計画担当・心理担当との協議・連携が図られています。また、ライフストーリーワークにも配慮してアルバムの整備にも取り組んでいます。		

<p>④ A4 子どもの行動などの制限については、子どもの安全の確保等のために、他に取るべき方法がない場合であって子どもの最善の利益になる場合にのみ、適切に実施している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>問題行動・危険行動・逸脱行動などに対してひびきの「援助の手引き」にきめ細かく記載し、行動の制限による対応方法をとっています。 子どもが納得できなかった場合に、子どもが他に主張する方法を提示することを記載するなどの検討が望まれます。</p>	
<p>(2) 権利についての説明</p>	
<p>① A5 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>児童心理治療施設という性質上、また集団生活を営むという観点から生活における種々の制限は一定必要なものとして理解できますが、施設生活における権利擁護について、子どもに理解が得られるように説明をしているかという点については十分になされてはいませんでした。 発達年齢等に応じた説明を行うことが望まれます。</p>	
<p>(3) 他者の尊重</p>	
<p>① A6 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>閉鎖的になりがちな施設生活ですが、電車を使っての外出や、エイサークラブが老人ホームに慰問に行くなど地域の中での活動を通して広く社会経験を積んでいます。 また、地域の学校（本校）へ通学もしていることから、地域の子どもの家庭とも交流が持てるよう配慮がなされている点が評価されます。</p>	
<p>(4) 被措置児童等虐待対応</p>	
<p>① A7 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。</p>	<p>c</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>体罰の起こりやすい環境を理解し、子どもだけでなく職員にも体罰等の禁止を浸透させる取り組みがなされていますが、今後の課題として、就業規則やその他の規程等の中で、どのような行為が体罰に相当するのかについて、具体的な例を示すなどの取り組みを進めることが求められます。</p>	
<p>② A8 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	<p>a</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>不適切なかかわりに対して、ひびきの「援助の手引き」においてその防止のための対策が講じられています。</p>	
<p>③ A9 被措置児童等虐待の届出・通知に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。</p>	<p>b</p>
<p>【コメント】</p>	
<p>被措置児童等の虐待は、あってはならない事案として厳格に取り扱われるべきものですが、本施設においてはひびきの「援助の手引き」にその対応マニュアルを整備しています。 子どもへの説明や理解については適切な方法を検討することが望まれます。</p>	

(5) 思想や信教の自由の保障		
①	A10 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a
【コメント】		
当施設は、キリスト教の「隣人愛」の精神に基づく施設であり、日曜礼拝も実施していますが、子どもおよび保護者の思想・宗教の自由を保障し、宗教的儀式等への参加も強制されることはしていません。		
(6) こどもの意向や主体性への配慮		
①	A11 子ども自身が生活全般について自主的に考える活動を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】		
夏のキャンプやエイサークラブ・マラソンクラブ等のクラブにおいて、子どもたちが主体的に活動し、地域の行事や大会に参加しています。職員は子どもたちの活動を支援するよう取り組んでいます。		
(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活		
①	A12 日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している。	b
【コメント】		
行事などの取り組みにおいて個々の力量等を信頼するにしても、主体的に考える力の育成については、何らかの配慮が必要となる子どもたちです。そのような中で、どのように行事の自主的な企画・運営を保障していくのかは、今後の課題です。徐々に子どもたちの自主判断領域を拡大していく試みを検討することが望まれます。		
②	A13 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など様々な生活技術が身に付くよう支援している。	b
【コメント】		
地域での生活を見据えた社会的な生活技術を学ぶプログラム（SST=ソーシャルスキルトレーニング）については、いわゆる自立訓練などがマニュアル化されていませんでしたので、自立訓練の在り方などを検討することが望まれます。		
(8) 継続性とアフターケア		
①	A14 子どもの状況に応じて退所後の社会生活を見通した見立てを行い、支援している。	b
【コメント】		
退所を見据えた自立支援計画や生活スキルの獲得等に取り組むとともに、退所後においてもケアの連続性の観点から医療や福祉との連携がなされています。退所後、困ったときに頼れる機関の説明・提示には至っていませんので、取り組みが望まれます。		
②	A15 家庭引取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活が送ることができるように支援を行っている。	b
【コメント】		
退所に当たっては、児童相談所や関係機関とも協議して地域の中でセラピーが継続できることや退所を前にした教育（水青会というOB会）によって取り組んだり、島本町の成人の集いへの参加を促すなどの取り組みが行われています。退所後も相談に来れることを文書で示すことが望まれます。		

③ A16 子どもが安定した生活を送ることができるよう退所後の支援を行っている。	b
【コメント】	
<p>当施設においては、通所部門は整備していませんが、自主的に通所セラピーを実施していることは退所後の安定した生活に向けて有効な対応となっています。</p> <p>また、卒園生との野球大会やさくら祭り（バザー）などの行事への呼びかけも行い、退所後の状況把握も担当者及び主任が行っています。今後は、退所時に手渡す文書を用意することが望まれます。</p>	

A-2 治療・支援

(1) 治療	第三者 評価結果
① A17 心理治療は、自立支援計画に基づき子どもの課題の解決に向けた心理治療の方針を策定している。	b
【コメント】	
<p>自立支援計画は個々の児童のアセスメントを生活の担当者、心理士で行い、一人ひとりについて、精神科医によるスーパーバイズを受け、各フロア会での共有がなされています。</p> <p>今後、保護者への説明と同意がなされるよう検討することが望まれます。</p>	
② A18 子どもに対して適切な心理治療を行っている。	b
【コメント】	
<p>子どもの治療内容については、児童心理治療施設として、それぞれに心理治療担当者を決め、必要な心理検査を行い、精神科医からのスーパーバイズを受けて、適切に実施しています。</p> <p>この治療効果を上げるためにも保護者への説明及び同意が必要であり、今後、取り組むことが望まれます。</p>	
③ A19 カンファレンスを必要に応じて実施している。	a
【コメント】	
<p>自立支援計画作成に当たり、個々の児童のカンファレンスが実施され、精神科医のスーパーバイズを受けています。</p> <p>支援計画の見直しは年2回実施されており、支援計画の共有化が図られています。</p>	
④ A20 医師による精神的な治療が必要な子どもに対する適切な治療を実施している。	a
【コメント】	
<p>自立支援計画作成に当たり、個々の児童のカンファレンスが実施され、精神科医のスーパーバイズを受けています。</p> <p>支援計画の見直しは年2回実施されており、支援計画の共有化が図られています。</p>	
(2) 生活の中での支援	
① A21 子どもと職員との間に信頼関係を構築し、常に子どもの発達段階や課題を考慮した支援を行っている。	a
【コメント】	
<p>職員と子どもの個別的な触れ合いを保障する「お茶会」（担当者との月に1度約30分の特別な時間。おやつなどを用意して語ったり、遊んだりする時間で一定予算化もされている。）は、児童との関係づくりにおいても柔軟性を持って実施しており、評価できる取り組みです。</p>	

② A22 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	a
【コメント】	
<p>施設生活については、塾やクラブ活動、高校生のアルバイト等それぞれの生活時間が異なりますが、一人ひとりに対応した時間設定が行われています。</p> <p>入所当初から他児との関係性、社会性の醸成のために生活上のルールを定め、その説明も丁寧になされています。</p> <p>地域への外出の際には、公共交通機関を使用して社会のルールを体験できるよう配慮しています。</p>	
③ A23 多くの生活体験を積む中で、子どもの健全な自己の成長や問題解決能力を形成できるように支援している。	b
【コメント】	
<p>課題の多い子どもたちであることからすると、主体性と制限による保護的対応のバランスは難しいことと思われます。</p> <p>児童の企画・運営という部分での主体的な参画は制限されているように見受けられました。</p> <p>児童心理治療施設の児童の特性という点では主体性を前面に出すことは難しいことと思いますが、中学生・高校生の主体性を活かす取り組みの検討が望まれます。</p>	
(3) 食生活	
① A24 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	b
【コメント】	
<p>食生活について、アレルギー等の配慮、メニューの工夫、温度設定、児童の生活時間に合わせた食事時間の設定、アンケートによる嗜好調査など十分になされています。</p> <p>食器については、児童の行動特性の課題もあるとは思いますが、食器も扱い次第で割れるものという自然の感覚の醸成も含めて、検討することを望みます。</p>	
② A25 子どもの生活時間にあわせた食事時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じて食習慣を習得するための支援を適切に行っている。	b
【コメント】	
<p>食育に多大な配慮が窺えます。とりわけ季節を感じられる食事の提供に工夫が見られます。</p> <p>冬季の限定メニューとして生ものお刺身を大量調理マニュアルに沿って実施していることは食担当の研究・決断の結果と理解します。</p> <p>食器とダイニングルーム、装飾等の在り方について検討することを望みます。</p>	
(4) 衣生活	
① A26 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。	a
【コメント】	
<p>衣服は、春、夏、冬と3季に分けて季節及び発達に応じて購入できるようにしています。</p> <p>高校生は子どもだけで購入できるようにしています。また、保護者と買い物に行くことも認めるなど、子どもの状況に応じた柔軟な対応がとられています。</p>	
② A27 子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
【コメント】	
<p>居室における収納が困難な場合は、担当職員に預け保管できるようになっています。</p> <p>TP0の感性を身に着けさせることは児童の特性に合わせて、肌感覚や体温にこだわって指導しています。</p>	

(5) 住生活		
①	A28 居室等施設全体を、生活の場として安全性や快適さに配慮したものにしている。	b
【コメント】		
入所児童の特性として個室の必要な児童、装飾を少なくして刺激を減らす必要がある児童、居室に置く物を少なくする必要のある児童など多様である中、適切な空間づくりに工夫しています。しかしながら、全体的に温かみの点やくつろぎのスペースの確保などを検討することが望まれます。		
②	A29 発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう支援している。	b
【コメント】		
発達課題等個々の児童の特性に配慮した支援が考慮されていますが、項目A27・A28と同様に居室・リビングなどの共有空間の在り方について検討することが望まれます。		
(6) 健康と安全		
①	A30 発達段階に応じて、身体健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
【コメント】		
看護師は、近児心（近畿児童心理治療施設連絡協議会）の看護師部会のリーダー的役割を担い、近児心看護師部会が作成した看護マニュアルに基づき、子どもの体調管理、健康促進、感染症予防等に取り組んでいます。また、入所後すぐに歯科受診を行い、ブラッシングの指導も行われています。		
②	A31 医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している	a
【コメント】		
項目A30に記載している看護マニュアルに基づき、子どもの体調管理、健康促進、感染症予防等に取り組んでいます。服薬管理については誤飲が生じないよう日々の服薬袋を用意したり、袋に色付けをして違いを明確にする工夫が行われています。アレルギー対策についても誤食防止のためプレートの色分けを行うなどの工夫が見られました。		
(7) 性に関する教育		
①	A32 子どもの年齢・発達段階に応じて、性に関する治療・教育の機会を設けている。	a
【コメント】		
性に関する教育、性課題発生予防、治療について、看護師・心理士・副主任7人が性教育委員会を結成し取り組んでいます。性問題の発生の原因、発生後の適切な対応などについて専門家のアドバイスを得ながら、ひびき版のロードマップを作成するなど意欲的に取り組んでいます。		

(8) 行動上の問題及び問題状況への対応		
①	A33 子どもに暴力・不適応行動などの行動上の問題があった場合には、適切に対応している。	a
【コメント】		
子どもの暴力等の対応については、援助の手引きにおいて「問題行動に対する行動制限を伴う対応について」、「自室・別室対応について」とマニュアル化を進め、職員全体が共有し、取り組んでいます。		
②	A34 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体に徹底している。	b
【コメント】		
児童の問題行動や人権を擁護する取り組みについては前項目同様にひびきの「援助の手引き」にマニュアルを定めて適切に行われていますが、「いじめ」に関してはマニュアル化がなされていません。性問題と同様にいじめのロードマップを作成するなど取り組みの強化が望まれます。		
③	A35 保護者等からの強引な引取りなどの無理な要求や暴力的な行動の可能性のある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	a
【コメント】		
保護者による強引な引き取りのための対応については、事前に入所時に「保護者への入所説明書」で予防に取り組んでいますが、発生した場合には児童相談所や警察と連携を図っています。		
(9) 学習支援、進路支援等		
①	A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
【コメント】		
児童の教育については、地域の本校及び施設に隣接する本校の分教室と連携しています。その方法としては、日常的には「分教室引継ぎファイル」によって行われています。本校・分教室の在り方、機能、連携の仕方等については、ひびきの「援助の手引き」の「事業に係る基本姿勢」において定め、実施しています。また、個々の特性に応じた対応に配慮しており、支援登校や通塾などに対応しています。		
②	A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	b
【コメント】		
退所に向けた取り組み、進路決定やそのための相談・支援、保護者への支援については、ひびきの「援助の手引き」の「事業に係る基本姿勢 学校との連携」及び「退所マニュアル」に基づいて行われています。退所後のアフターフォローについては、具体的な対応について検討することが望まれます。		
③	A38 施設と学校との親密な連携のもとに子どもに対して学校教育を保障している。	a
【コメント】		
学校との連携については、ひびきの「援助の手引き」の「事業に係る基本姿勢 学校との連携」に沿って、日常的には分教室と日々の引継ぎや支援登校を行い、定期的に施設の主任・フロアリーダーと分教室の教員との連絡会を実施しています。		

(10) 通所による支援		
①	A39 施設の治療的機能である生活支援や心理的ケアなどにより、通所による支援を行っている。	評価外
【コメント】		
通所による支援を実施していないので、評価外とします。		
(11) 施設と家族との信頼関係づくり		
①	A40 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	b
【コメント】		
家族との関係調整・支援の重要性や対応について、援助の手引きの「家族との関係調整について」「こども担当・副担当の業務内容」「児童心理治療施設における支援」に基づき、保護者対応にセラピストを充てるなどしていますが、来年度は家庭支援専門相談員の配置が望まれます。		
(12) 親子関係の再構築支援		
①	A41 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
【コメント】		
家族との関係調整・支援について、その重要性や対応をひびきの「援助の手引き」の「家族との関係調整について」「こども担当・副担当の業務内容」「児童心理治療施設における支援」に基づき、実施しています。施設内に親子が一緒に過ごせる設備を設けて宿泊するなど、家族支援に向けた活用がなされています。		
(13) スーパービジョン体制		
①	A42 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a
【コメント】		
ケース検討会、治療支援検討委員会、計画担当者養成SV（スーパービジョン）、心理士会SV、個人SV等、外部の児童精神科医や臨床心理士等によるスーパービジョン体制が整備され、職員の教育、子どものアセスメント、計画づくりに機能しています。		